

# おいらせ町地域の元気再生定住促進条例施行規則

平成25年12月17日

おいらせ町規則第29号

## (趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町地域の元気再生定住促進条例（平成25年おいらせ町条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとし、条例第1条に規定する地域の元気再生定住促進助成金（以下「助成金」という。）の交付については、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特段の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

## (助成対象外となる世帯)

第3条 条例第4条第1項の規則で定める世帯は、助成対象地域のうち、向山の一部に定住する若者世帯とする。

## (町税等)

第4条 条例第4条第4号に規定する「町税及び税外諸収入金」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町民税、固定資産税及び軽自動車税
- (2) 国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料
- (3) 町営住宅家賃
- (4) 水道料金
- (5) 下水道使用料及び下水道受益者負担金
- (6) 学校給食費
- (7) 保育料

(助成金の申請)

第5条 条例第6条の規定による申請は、おいらせ町地域の元気再生定住促進助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行わなければならない。ただし、戸建住宅を賃借する場合は、第5号から第10号まで及び第14号に掲げる書類を省略し、賃借契約を証明する書類及び家賃の支払を証明する領収書を提出するものとする。

- (1) 同一世帯全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの）
- (2) 同一世帯全員の戸籍の附票の写し
- (3) 子どもを扶養していることが分かる書類
- (4) 母子手帳の写し（同一世帯に妊婦がいる場合）
- (5) 土地の登記事項証明書
- (6) 住宅の登記事項証明書
- (7) 土地の購入契約書の写し
- (8) 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し
- (9) 住宅工事代金又は土地及び住宅購入代金の領収書の写し
- (10) 住宅の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し）及び位置図
- (11) 住宅の全景写真1枚
- (12) 町税及び税外諸収入金の納付状況確認承諾書（第2号様式）
- (13) 転入前に住所を有していた市区町村の税金の完納証明又は税の滞納がないことを証明する書類
- (14) 定住誓約書（第3号様式）
- (15) 地域の活性化を推進する団体への加入を証明する書類
- (16) その他町長が特に必要と認める書類等

2 前項第14号に掲げる定住誓約書には、連帯保証人1人を立てなければならない。

3 第1項の申請は、住宅取得日から起算して1年以内にしなければならない。

らない。ただし、戸建住宅を賃借した場合は、助成金の交付を受ける都度、申請をするものとする。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付の決定及び額の確定を行い、おいらせ町地域の元気再生定住促進助成金交付決定及び確定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の書類の審査及び現地調査等により、助成金の交付が適当でないと認めるときは、おいらせ町地域の元気再生定住促進助成金不交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 前条第1項の規定により交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、おいらせ町地域の元気再生定住促進助成金交付請求書(第6号様式)により、町長に請求しなければならない。

(助成金の返還命令)

第8条 条例第7条に規定する助成金の返還を命ずる場合は、助成金の交付を受けた者に対し期限を定め、おいらせ町地域の元気再生定住促進助成金返還命令書(第7号様式)により通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、条例附則第2項ただし書に規定する者については、この規則は、同日

後も、なおその効力を有する。